

## 第 2 9 7 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断および答申について

本件各処分に対する本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、本市における法律相談業務に関連する行政文書の公開請求（以下「本件各公開請求」という。）に対する非公開決定に係るものであり、本件各異議申立てのいずれにおいても、本件各処分の対象となる文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）の存在を主張するものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

### 第 3 本件各異議申立てに至る経過

異議申立て①	公開請求日	平成27年12月24日
	請求内容	27年度の名古屋市法律相談で相談員の苦情は、弁護士会のどこにどのように申し入れしているかわかる文書（以下「本件対象文書①」という。）
	決定通知日	平成28年 1月 5日
	決定内容	非公開決定
	異議申立日	平成28年 1月18日
異議申立て②	公開請求日	平成27年12月25日
	請求内容	27年度の名古屋市法律相談で相談者からの苦情に関する内容がわかる文書（以下「本件対象文書②」という。）
	決定通知日	平成28年 1月 6日
	決定内容	非公開決定
	異議申立日	平成28年 2月 8日
異議申立て③	公開請求日	平成27年12月28日
	請求内容	27年度の名古屋市法律相談で弁護士に対しての苦情は、広聴課のだれにするのかわかる文書（以下「本件対象文書③」という。）

	決定通知日	平成28年 1月 8日
	決定内容	非公開決定
	異議申立日	平成28年 2月 8日
異議申立て④	公開請求日	平成28年 1月18日
	請求内容	法律相談（名古屋市の無料）において、相談員の苦情を受付する部署はどこか、苦情を受付ける根拠（以下「本件対象文書④」という。）
	決定通知日	平成28年 2月 1日
	決定内容	非公開決定
	異議申立日	平成28年 2月 8日
異議申立て⑤	公開請求日	平成28年 1月29日
	請求内容	名古屋市法律相談の相談員の報酬はいくらかわかる文書（以下「本件対象文書⑤」という。）
	決定通知日	平成28年 2月12日
	決定内容	非公開決定
	異議申立日	平成28年 2月15日
異議申立て⑥	公開請求日	平成28年 1月29日
	請求内容	名古屋市の法律相談は、一日に何回相談できるかその根拠のわかる文書（以下「本件対象文書⑥」という。）
	決定通知日	平成28年 2月12日
	決定内容	非公開決定
	異議申立日	平成28年 2月15日

#### 第 4 実施機関の主張

1 本件各処分に係る決定通知書によると、実施機関は、本件各異議申立てに対する行政文書を公開しない理由として、本件各対象文書を作成又は取得していないため、文書が不存在であると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件異議申立て①から④までについて

ア 派遣された弁護士である相談員（以下「派遣弁護士」という。）への苦情が発生した場合には、本市が愛知県弁護士会（以下「県弁護士会」という。）に対し電話で苦情内容を伝えている。

イ また、法律相談の申込みを行った相談者（以下「相談者」という。）が直接、県弁護士会への苦情申出を強く希望される場合は、当該弁護士会の市民窓口を案内している。

ウ したがって、本件対象文書①から④までは事務上発生しない。

(2) 本件異議申立て④について

法律相談に関する苦情を想定していないため、苦情を受け付ける根拠及び指定している部署はない。

(3) 本件異議申立て⑤について

ア 本市と県弁護士会が締結している、法律相談の実施に伴う業務委託契約（以下「本件契約」という。）を証するための契約書（以下「本件契約書」という。）に記載されている内容は、委託料、支払方法であり、当該仕様書に記載されている内容は、相談場所、派遣人数、相談日時等である。

イ 派遣弁護士の報酬については、本市が報酬額を決定しないため、本件対象文書⑤は事実上発生しない。

(4) 本件異議申立て⑥について

ア 本件契約における法律相談の目的は、市民生活上の問題で法律の知識を要するものについて、弁護士による法律相談を実施し、もって市民サービスの向上をはかるためであり、1人当たりの相談時間は、概ね20分を原則としている。

しかしながら、一日に何回相談が出来るのか回数までは定められていない。

イ ただし、広く市民に相談を受けて頂くため同一人物が一日に2回相談を受けることは平等に期さないとし、チラシ等に記載しているが、本件対象文書⑥は事実上発生していない。

## 第5 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件各処分をの取消しを求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している本件各異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件異議申立て①について

派遣弁護士に対する懲戒請求もあるが、本件契約は存在しているから苦情等についても取り決めは県弁護士会とあるはずである。

(2) 本件異議申立て②について

実施機関は、派遣弁護士に対しての苦情を受け入れているから、苦情に関する内容は存在する。

(3) 本件異議申立て③について

実施機関は、派遣弁護士の苦情を受入れ拒否していない事実はある。

(4) 本件異議申立て④について

派遣弁護士の苦情を受付している事実があり、根拠があるから相談者からの苦情を実施機関は拒否していない。

(5) 本件異議申立て⑤について

受託締結しているなら明記されている。言い値とでもいうのか。文書は存在する。

(6) 本件異議申立て⑥について

本市法律相談は一日に 1人何回相談できるかの請求は市民相談のご案内を公開している。根拠があるから公開しているから不存在で非公開はありえない。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

本件各対象文書の有無が争点となっている。

### 2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本件契約に関する法律相談事務（以下「本件事務」という。）は、市民生活上の民事一般に係る問題で、法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じ、もって市民サービスの向上をはかることを目的としている。

(2) 本市と県弁護士会は、本件契約を締結するにあたり本件契約書を作成し、県弁護士会は仕様書に基づいて業務を実施している。

(3) 本件契約書によれば、本件契約について、県弁護士会は仕様書に基づき

誠実に業務を実施しなければならず、また、仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然に必要な事項については、県弁護士会の責任において措置しなければならないと定められている。

なお、本件契約書に明記されていない事項については、その都度、本市と県弁護士会で協議のうえ、決定するものとする定められている。

(4) 区役所等で配架されていた市民相談のご案内（平成27年度版）（以下「本件ご案内」という。）は、実施機関が担当する市政相談、法律相談、コールセンター等の業務を市民に周知するための配架用チラシである。

平等の観点から、本件ご案内には、本件契約に関する法律相談は 1人 1日 1回限り記載されている。

(5) 本件ご案内には、区役所における法律相談の日程が掲載されており、年に 1回、当該日程を修正して、実施機関で確認のための読み合わせを行っていたが、それ以外の修正については軽微であったことから、従前より修正等の打ち合わせの記録を作成することはなく、適宜、担当者が情報を集約して修正を行っていた。

したがって、1人 1日 1回限り記載することについての根拠等が定められた起案文書や打ち合わせ記録等の存在は認められなかった。

### 3 本件各対象文書について

(1) 本件対象文書①から④までについて

ア 当審査会において本件契約書及び仕様書（以下「本件契約書等」という。）並びに本件事務の目的等が定められている本件各公開請求当時の本市法律相談事務取扱（以下「本件事務取扱」という。）を見分したところ、本件契約に関する契約期間等の様々な定めはあるものの、派遣弁護士への苦情の申入れに関する定めは認められなかった。

イ また、上記 2(3) のとおり、仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然に必要な事項については、県弁護士会の責任において措置しなければならないと定められていることから、対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(2) 本件対象文書⑤について

ア 当審査会において本件契約書を見分したところ、本市が県弁護士会に

支払う委託料及びその支払方法については定められているものの、県弁護士会が個々の派遣弁護士に支払う報酬額についての記載は認められなかった。

イ また、本件契約は業務委託であり、委託先である県弁護士会が派遣弁護士に報酬をいくら支払うかは本件契約とは別の問題であることから、本件対象文書⑤を作成していないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(3) 本件対象文書⑥について

ア 当審査会において本件契約書等及び本件事務取扱を見分したところ、市民が1日に相談できる回数及びその根拠に関する記載は認められなかった。

イ 確かに、審査請求人の第52(6)の主張のとおり、本件ご案内には、本件契約に関する法律相談は1人1日1回限りと記載されている。

しかしながら、上記2(5)のとおり、本件ご案内を作成するにあたり、1人1日1回限りと記載することについての根拠等が定められた起案文書や打ち合わせ記録等は作成されておらず、当該記載は平等の観点から当然のこととして記載されたものにすぎないと考えられることから、本件対象文書⑥を作成していないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件各対象文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第7 審査会の処理経過

### 1 調査審議までの経過

#### (1) 本件異議申立て①

年 月 日	内 容
平成28年 2月22日	諮問書の受理
3月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月13日	実施機関の弁明意見書を受理

4月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
-------	--

(2) 本件異議申立て②から④まで

年 月 日	内 容
平成28年 3月10日	諮問書の受理
3月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月21日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

(3) 本件異議申立て⑤及び⑥

年 月 日	内 容
平成28年 3月17日	諮問書の受理
3月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月28日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和元年12月20日 (第24回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月17日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久